

ひまわり通信 NO1524 号

一般社団法人 ひまわり相続相談室



相続士・家族信託コーディネーター酒井俊雄
日本相続士協会登録 551003
（社）家族信託普及協会員
<http://himawari.nagoya/>

令和2年1月5日

あけましておめでとうございます。

今年オリンピック開催で、日本中が沸き返ることでしょう。昨年は消費税が上がり、大きな混乱もなく、なんとなく受け入れてしまう日本人です。

負担増の影響はどのようなカタチで現れるのでしょうか？世の中の進歩でAI技術など、益々我々年寄りには理解しがたいことが増えてきそうです。

とにかく身の回りの事象で影響のありそうな経済情報に注視したいと思います。本年もよろしく願いいたします。

*法人化について

個人の所得税は累進税率で、所得水準が高いと住民税込で最高 55%の税率が適用されてしまいます。法人なら一定の税率です。個人の不動産所得では所有者一人で所得を背負うこととなりますが、法人なら役員報酬という形で、複数の人間に分散できます。

個人の所得税も会社の法人税も、いわゆる儲けの部分である所得に対して課税されることになっています。これらを計算するに際してその他の税金も考慮しなくてはなりません。事業税や事

業所税、住民税の負担もあるでしょう。これらの実質的な税負担の税率、実効税率の比較によって有利、不利が分かります。法人の実効税率はおおむね 30%弱と考えてよいでしょう（この場合の法人の所得は 800 万以下）。ちなみに個人の事業税は不動産所得の場合は 5%です。実効税率を考えて。

【相続税対策でアパートを建築されたオーナー様は、築 15 年を過ぎると、最早債務控除の効果もなくなり、財務内容の再点検が必要です。修繕費の負担が現実となってきます。法人化することにより財務内容を改革することもできます。また消費税の還付も最後のチャンスです。

（ケースによりますが）】

*生命保険の標準利率は 0%、貯蓄商品販売停止。明治安田生命は円建て一時払い終身保険、ソニー生命は代理店扱い円建て学資保険の販売停止です。生保各社が運用利回り（予定利率）の目安とする「標準利率」は 10 年物と 20 年物国債の市場金利から算出、0.25%から 1 月 0%に。これで予定利率引き下げそれは保険料値上げです。

貯蓄性商品販売停止。（週刊エコノミスト 2019, 10, 29)

（コラム）お一人様

亡くなった人の遺産を国が「相続」する案件が年々ふえているという日本経済新聞の記事（2017 年 4 月 15 日電子版）がありました。高齢者が増え相続の発生件数が増える一方、未婚率なども上昇しており、遺産の受取り手がないケースが増えているようです。

なんと国が取得する遺産の価格は年間約 400 億円にもものぼっており、この 10 年で約 2.5 倍に拡大しています。今後、この数字はさらに膨らむ見込みで、政府内には「隠し財源」として注目する向きもあるようです。また、国が取得する遺産とは別に注目されているのが、金融機関等で 10 年以上放置された「休眠預金」です。2016 年 12 月に休眠預金活用法が成立したことにより、2019 年から NPO 法人や自治会など公益活動を担う団体に助成したり、融資したりして活用できるようになります。これまで、休眠預金はそのまま銀行の収入となっていました。その資金の新たな活用法に期待したいものです。

“おひとりさま”：相続や終活の分野に当てはめて、「高齢者とされる 65 歳以上の方々のうち、未婚者、またはパートナーと離別・死別した単身世帯の人」と定義？

平成 27 年の国勢調査によると、平成 12 年の調査から調査年ごとに 65 歳以上人口は増えており、世帯別に見てみると「65 歳以上人口の内、単身世帯の人口は 592 万 8000 人であり、実に「6 人に一人が一人暮らし」という結果。

「夫婦のみ世帯」でも同様で、平成 12 年の 397 万 2000 世帯から、平成 27 年には 642 万世帯へと増加。夫婦のみの世帯は、いずれか一方が亡くなると単身世帯に移行する可能性があり、おひとりさま予備軍とも。

家族信託の組成に伴う費用については

- 1 概略の設計
- 2 組成の意思決定
- 3 関係するご家族の方々への説明とご理解をえる
- 4 信託契約書作成など「実務」を行う段階
- 5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネート・契約組成で 30 万円（資産加算あり）不動産を信託登記の場合は登録免許税など将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

【相続評価について】

相続税・贈与税において不動産の評価は面倒なものです。固定資産税の評価額もその計算の根拠ですが、特に路線価のある場合や地形が不整形の場合は問題です。正しい相続税評価額の計算をサポート致します。筆数や形状など調査して提示致します。

基本料： 土地・家屋 ￥50000

筆数多い場合は別途見積もり

相続税概算計算も承ります。

+++++
家族信託のご相談を承っております。
ぜひ親子がそろわれたときに、仕組みを説明します。相談のみは無料です。お気軽に連絡してください。

一般社団法人 ひまわり相続相談室

Tel/fax 075-802-0215

604-8855 京都市中京区壬生淵田町 32

Email:sakaitoshio76@gmail.com

<http://himawari.nagoya/>